

<p>R1-007 □□□</p>	<p>【TRIPS協定／ミニмумスタンダード】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①TRIPS協定が定める規範は全加盟国が一律に遵守することが要求される最低基準(ミニмумスタンダード)であるが、一般的に国別の事情に応じた例外が認められている。</p> <p>②各加盟国が国内法でTRIPS協定の水準の保護を与えることは妨</p>	<p>①は不適切である。TRIPS協定が定める規範は全加盟国が一律に遵守することが要求される最低基準(ミニмумスタンダード)であり、国別の事情に応じた例外は認められないとされている。</p> <p>2条では、「加盟国は、本条で定められる保護より高い保護を付与して実施する義務を負わない。法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。」とされている。(1条)</p>
<p>R1-008 □□□</p>	<p>【TRIPS協定／義務】</p> <p>加盟国は、この協定の規定に(①)ことを条件として、この協定において要求される保護よりも(②)を国内法令において実施(③)が、そのような(④)。</p> <p>加盟国は、国内の法制および法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定(⑤)。</p>	<p>①反しない ②広範な保護 ③することができる ④義務を負わない ⑤することができる (1条(1))</p>
<p>R1-009 □□□</p>	<p>【TRIPS協定／知的所有権】</p> <p>TRIPS協定が対象とする知的所有権を7項目挙げよ。</p>	<p>①著作権および関連する権利(著作隣接権が含まれる) ②商標(サービスマークが含まれる) ③地理的表示 ④意匠 ⑤特許(実用新案は含まれない) ⑥集積回路の回路配置 ⑦非公開情報 (1条(2))</p> <p>第7回(コン)問43に関連</p>
<p>R1-010 □□□</p>	<p>【TRIPS協定／パリ条約】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>TRIPS協定では、パリ条約の同盟国に対してはパリ条約の一部の規定を遵守するよう義務付けているが、非同盟国に対しては義務付けていない。</p>	<p>不適切である。第2条(1)で、パリ条約の同盟国、非同盟国を問わず、遵守すべきパリ条約の範囲(パリ条約の第1条～第12条、および第19条)を規定している。 (第2条(1))</p>